

1 教育理念・学修目標

1-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

本学の教員養成の目標は、沖縄県公立学校教員育成協議会において取りまとめられた「沖縄県公立学校教員等育成指標」に基づいて学部・学科ごとに策定されている【資料 1-1-1】。また、この目標を達成するために、学部ごとに取得免許に応じた教員養成カリキュラムが策定されている【資料 1-1-2】。

【資料 1-1-1 教員養成に対する理念、設置の趣旨等】

http://www1.edu.u-ryukyu.ac.jp/kyousyoku/file/info_1_1.pdf

【資料 1-1-2 各学部教員免許状取得の手引き】

<http://www1.edu.u-ryukyu.ac.jp/kyousyoku/info.html>

1-2 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

全学的な教員養成カリキュラムの策定及び修正については、教職科目検討委員会や教職教科検討委員会、教職課程実習委員会における審議の後、教職センター会議において決定するという全学的なプロセスに従っておこなわれている。また、特に重要な事項については教職センター会議での審議の後、教員養成運営協議会において審議され決定される【資料 1-2-1】。

各学部学科等の教職課程においては教員養成の目標や当該目標を達成するために、沖縄県教育委員会が策定する「沖縄県公立学校教員等育成指標」を活用している。

例えば、教育学部学校教育教員養成課程では、当該育成指標を参照して教職カルテの「自己成長評価シート」の改訂版（原案）を取りまとめた。

工学部工学科では当該育成指標を教科指導法や教職実践演習の授業計画や授業実践の中で反映させている。

また、当該育成指標を策定・改訂する沖縄県公立学校教員育成協議会に、教職センター及び教職センター会議から委員を選出し派遣している。

【資料 1-2-1 琉球大学教職センター規程、教員養成運営協議会規程（資料 1 ページ）】

1-3 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

近年の事例で言えば、教免法改正に伴う「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目の新設については、上記の策定プロセスを経て「教育における ICT 活用」を開設した。また、教育学部では「沖縄県公立学校教員等育成指標」に基づき教職カルテ内の「自己成長評価シート」の改訂案を作成した。

全学的な教員養成教育の質の向上を図るため、令和 4 年度から「リフレクション・デー」

を新たに設けた。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生（当面は教育学部生を除く）が必ず履修するセミナーである。学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いた授業や様々な活動を通し、学んだ知識や技能などの振り返り（省察）を行うほか、現職教員を講師として招聘する講話を通し、教育実践に対する深い理解を促しながら教員志望意欲の向上を図っている【資料1-3-1】。

【資料1-3-1 琉球大学におけるリフレクション・デーの実施要項（資料7ページ）】

2 授業科目・教育課程の編成実施

2-1 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

全学的な教職課程の編成については、教職科目検討委員会や教職教科検討委員会、教職課程実習委員会における審議の後、教職センター会議において決定するという全学的なプロセスに従っておこなわれている。教育学部以外の学生を対象とする授業科目（いわゆる「教職に関する科目」）や一部の教科指導法科目については、教育学部や教職センターの協力によって共通開設が実現している【資料2-1-1】。

【資料2-1-1 令和4年度授業時間配当表】

https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/jikanwari/R4-1/01gakubu/04kyoiku/kyoiku_kyoshoku_1.pdf

https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/jikanwari/R4-2/01gakubu/04kyoiku/kyoiku_kyoshoku_2.pdf

2-2 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

各学部及び教職センターにおいて、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されている。

例えば、国際地域創造学部国際地域創造学科では、電子黒板を設置し英語科教育法などで活用している。また、電子教科書を購入し模擬授業等で活用している。

教育学部学校教育教員養成課程ではオンライン配信用の設備を備えた教室「次世代学習研究スタジオ」を整備し、活用を始めた。また、長机が中心だった共用教室の一部を一人掛けの机・椅子に入れ替え、模擬授業を実施し易くしている。

工学部工学科ではオンライン授業を実施するのに必要なICT環境を整備しており、ノートPCやWi-Fiルータの貸与も行っている。

教職センターでは小学校・中学校・高等学校の教科書や指導書や電子教科書の購入、模擬授業用のタブレットの購入などをおこなっている。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況においてもオンラインで授業を提供するため、教員に対するZoomライセンスの付与をおこなっている。

2-3 教育課程の体系性

「教職入門」を履修済みであることが「教育原理」の登録条件となっているなど、教職科目の一部に階梯性を導入している。また、教職科目の年次別配当モデルを作成し、教職科目の履修体系を示している【資料2-3-1】。

さらに教育実習（教育学部3年次、教育学部以外では4年次）を登録するための前提科目を設定している【資料2-3-2】。当該前提科目の設定に当たっては、新たに必修とする教職科目を開設する場合などは教員養成運営協議会の下に置かれている教職科目検討委員会、教職課程実習委員会の合同会議において、教職科目の順序性や実習前までに履修しておくべき内容等を踏まえ、審議している。

【資料2-3-1 教職科目の年次別配当モデル（教育学部以外）（資料10ページ）】

【資料2-3-2 教育実習の登録条件（教育学部附属学校実習）、教育実習の登録条件（教育学部以外）（資料11ページ）】

2-4 ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

ICTの活用指導力については、共通教育科目「情報科学演習」（主に1年前期又は後期）、教職必修科目「教育におけるICT活用」（1年後期又は2年前期）、「教育課程」「教育方法」（いずれも2年前期以降）、各教科の指導法科目という順序で履修することで、体系的に学べるようカリキュラム設計がなされている。

2-5 いわゆるキャップ制の設定状況

本学学則第64条に基づき「琉球大学各学部共通細則」を定めており、同細則第7条において、1個学期に登録できる単位数の上限を20単位と定めている。教職課程も原則この細則に定められた単位制限が適用されている【資料2-5-1】。

【資料2-5-1 琉球大学各学部共通細則（資料14ページ）】

2-6 教育課程の充実・見直しの状況

各学部学科等において、学部の教職課程を担当する委員会で議論を行い、教職課程の充実・適切な見直しが行われている。

例えば、教育学部学校教育教員養成課程では令和3年1月26日中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」に謳われた「義務教育9年間を見通した教師の養成」に向けて、小中両免許の取得を促すためのカリキュラムの改善・工夫に着手している【資料2-6-1】。また医学部保健学科では、養護に関する科目のうち、基礎医学的な科目や看護学に相当する科目において、数年おきに医療の発展に応じた実践力向上のためのカリキュラム改訂が行われている。

【資料 2-6-1 国立大学法人琉球大学 第 4 期中期計画 3-2】

<p>(3-2) 「令和の日本型学校教育」の構築に向け、9年間を見通した新時代の義務教育に対応する教員養成課程の高度化を行うため、小・中学校の両教員免許状が取得できる履修モデルを構築するとともに、沖縄県の地域性や県特有の教育課題を踏まえて幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するため、幼稚園・小学校の両免許状を取得できる履修モデルを構築する。</p>	
<p>評価指標</p>	<p>①教科教育における小・中学校の9年間を見通した学びを意識した授業科目の提供 【令和5年度入学生から小学校向け「教科指導法」と中学校向け「教科指導法（のうちの1科目）」を共通開設し、その科目を通して学生が9年間を見通した教科の学びを把握できたかを、第4期中期目標期間内に学生調査等により検証する。】</p> <p>②小・中学校又は幼稚園・小学校の二枚免許を取得するための履修モデルの構築 【令和4年度に教科ごとに二枚免許を取得するための履修モデルを構築し、令和5年度入学の教科教育専攻の学生から適用する。】</p> <p>③卒業生あたりの教員免許状取得枚数 【第4期中期目標期間最終年度において、一人あたりの教員免許状取得枚数を2.2枚以上（平成29年度から令和元年度の実績：平均2.05枚）とする。】</p>

(本学公式ホームページより抜粋)

2-7 個々の授業科目の達成目標の設定状況

教職科目において学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているかについて、教職センターでは各授業担当者にシラバスの点検を依頼し、学習指導要領及びコアカリキュラムに対応していることを確認した。今後は、各担当者の自己点検を基に教職科目検討委員会等でのピア・レビューを行うなど組織的な対応を検討する必要がある。

2-8 シラバスの作成状況

シラバスについては、大学全体としての作成要領が策定されている【資料 2-8-1】。また、シラバスの書き方の具体的な手順を示すものとして「URGCC FD ガイド」が作成されており、授業担当教員はこれらに沿って、授業内容と方法、達成目標、授業計画、評価基準と評価方法、事前学習と事後学習等を明記し、学生に示している【資料 2-8-2】。

令和4年度には、教職課程の教科に関する科目のうち「一般的包括的内容を含む科目」について教育職員免許法施行規則で定められている包括的内容を満たしているかを、各学部の教職課程を担当する委員会で点検し、満たしていることについて確認している。

【資料 2-8-1 シラバス作成要領（資料 19 ページ）】

【資料 2-8-2 URGCC FD ガイド（資料 21 ページ）】

2-9 アクティブ・ラーニングや ICT の活用など新たな手法の導入状況

各学部学科等において、少人数のアクティブ・ラーニングや ICT を活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びの工夫が行われている。

例えば、理学部海洋自然科学科では、パソコンを利用し Web 上のオープンソースのアプリケーション（画像解析ソフトや統計解析環境システム等）を利用し、実験を実施している。また、GoogleForms を利用したピア・インストラクションを授業に取り入れている。

教職センターでは平成 31 年度（令和元年度）に、アクティブ・ラーニングに対応した授業実施のため、すべての教職科目の 1 クラス当たりの定員について、教育学部生用科目は 50 名、教育学部以外の学部生用は 60 名を上限と設定した。

2-10 個々の授業科目の見直しの状況

個々の授業科目は、シラバス作成時において「URGCC FD ガイド」に沿って、作成・点検を行っている。また、授業評価アンケートを踏まえて見直しを図っている。さらに、教育の質保証の取組として、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに照らし、授業内容及びカリキュラム構成が相応しい内容となっているか、また、十分な教育成果が得られているかを共通的观点により点検し、点検結果を各教育プログラムで組織的に確認することにより、授業内容及びカリキュラム構成の改善に繋げることを目的とし、主要授業科目を対象に授業点検を実施している。

2-11 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

教職実践演習については、各学部において実践的な指導がおこなえるよう大学として非常勤講師手当等の予算措置をおこなっており、実務家教員による適切な指導がなされている。教育実習については、オリエンテーションや実習後の報告会の開催など、各学部学科等において創意工夫がなされている。また、教育実習の事前事後指導にあたる授業科目「学校教育実践研究」「学校教育実践指導Ⅰ・Ⅱ」において、学生による指導案作成や模擬授業が主体的におこなわれている。なお、教職センターから各学部に対して教育実習オリエンテーション資料を提供したり、コロナ禍での教育実習の取り扱いや代替授業の実施に際して参考例を提供したりするなど、全学的な質保証のための対策が講じられている。附属学校教育実習に関しては、附属学校、教育学部、教職センターの三者が参加する打ち合わせや意見交換の場を、年間を通し柔軟かつ積極的に設定している。

3 学修成果の把握・可視化

3-1 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

本学では、学則第 24 条において（成績の評価）を規定しており、あわせて、各学部共通細則第 16 条において学則第 24 条に規定する成績評価の基準を規定し、成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等を明らかにしている。また、各授業科目の教育水準を確保するとともに、厳格かつ客観的な成績評価を図り、本学の教育の質と信頼性の向

上に寄与することを目的として、「琉球大学における成績評価に関するガイドライン」を定めている【資料3-1-1】。なお、シラバスにおいて成績評価基準及び評価方法について明記することとしており、具体的な記載方法が「URGCC FD ガイド」で示されている。授業担当教員は当該FDガイドに沿ってシラバスを作成しており、シラバスはウェブサイトで公開している。

【資料3-1-1 琉球大学における成績評価に関するガイドライン（45 ページ）】

3-2 成績評価に関する共通理解の構築

教職科目において同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している授業科目の中には、成績評価に関してこれまで担当者レベルでの確認は行われてきた科目もあるが、今後は本学の成績評価に関するガイドラインに基づき組織的な点検を行う必要がある。本学では学校教員の育成に関する重要事項を審議するために教育を担当する副学長の下に「琉球大学教員養成運営協議会」を置いており、本協議会の下には教職科目の企画・調整を審議する教職科目検討委員会を置いている。当該委員会において教職科目の成績評価の点検を実施するための方法等を検討する必要がある。

3-3 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報については、教職実践演習で活用する「教職カルテ」の自己成長評価シートの中で、教員として求められる事項ごとに指標を示しており、教職課程を履修する学生は当該指標について学年単位で自己評価を行うこととしている。

教育学部教育実践学専修では、4年前期の「教職実践研究」において、「教職カルテ」の自己成長評価シートを活用して教員に求められる力量について現状の振り返りを行い各自の課題を明確にするとともに、教職課程最終年度の目標の設定をおこなっている【資料3-3-1】。

また、自己成長評価シートにはこれまで運用する中で課題が生じているので、教育学部と教職センターが中心となってワーキンググループを設置し、課題を整理して改訂版の原案を取りまとめた。今後は具体的な活用について検討する予定である。

【資料3-3-1 教育学部教育実践学専修における「教職実践演習」シラバス（48 ページ）】

3-4 成績評価の状況

シラバスを作成するに当たり「URGCC FD ガイド」において、各授業科目の到達目標に照らして可能な限り定量的又は定性的に達成水準を示し、成績評価の種別とその配点割合・配点基準を明確にすることとしている。また、成績の評語、評点及び評価の内容は「琉球大学各学部共通細則」第16条に定めている【資料3-4-1 琉球大学各学部共通細則】。なお、各々の教育課程の特性に配慮しつつ、単位の認定に関わる試験やその他の成績評価に関する指針と成績評価及び成績分布の組織的な点検を行う際の留意事項を提示することで、各授業科目の教育水準を確保するとともに、厳格かつ客観的な成績評価を図り、もって本学の教育の質と信頼性の向上に寄与することを目的とし「琉球大学における成績評価に関するガイドライン」を制定している。

4 教職員組織

4-1 教員の配置の状況

教育職員免許法施行規則第21条第2項に基づく変更届の有無について毎年度確認しており、届け出る際には教職課程における関係法令に基づき、教員の配置状況を確認しており、必要専任教員数等の基準を満たしている。

4-2 教員の業績等

教育職員免許法施行規則第21条第2項に基づく変更届の有無について毎年度確認しており、届け出る際には教職課程における関係法令に基づき、必要な教員の業績を確認している。また、非常勤講師については教育学部代議員会において資格審査を行っている。

4-3 職員の配置状況

本学の教職課程を総括し連絡調整を行う係として、教育学部事務部に教職係を置いており、常勤職員2名を配置している。業務内容としては、教職課程認定申請、介護等体験、教職履修カルテの運用、教育実習に関して総括及び連絡調整を行っている。また、各学部事務部では各学部学生の教育実習に関する手続きや学力に関する証明書発行等の業務を行っており、これら学部における業務についても教職係が総括し連絡調整を行っている。

4-4 FD・SDの実施状況

教職課程に関するFDは、教育学部教授会において随時実施されている。令和4年度には、児童生徒に対する性暴力等の防止に向けた指導を内容としたもの、また、学校教育現場における性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細やかな対応の重要性から、性の多様性とその尊重をテーマとしたFDを実施した。

教職課程に関するSDについては、令和元年度に教員免許法の改正に伴う証明書発行等の業務に関する内容で、各学部事務部の職員を対象としたSDを実施した。今後は定期的に実施することを検討する必要がある。

4-5 授業評価アンケートの実施状況

本学では各学部で授業評価アンケートを実施している。更に各学部の教育委員会又はFDに関する委員会が集計結果を教員にフィードバックしており、授業改善に繋げている。

5 情報公表

5-1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、 教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

学校教育法施行規則第172条の2については、本学の公式ホームページにて公開している。

また、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報については、教職センターホームページにて公開しており【資料5-1-1】、学外者にも分かりやすい内容となるよう適宜見直しを行っている。

【資料5-1-1 教職センターホームページ「教職情報」】

<http://www1.edu.u-ryukyu.ac.jp/kyousyoku/info.html>

5-2 学修成果に関する情報公表の状況

大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかについて、教職センターホームページにおいて、卒業生の教員免許状取得状況及び教員への就職状況に関する情報を公開している。

5-3 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

教職課程の自己点検・評価は教職センターホームページで公表している。

6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

6-1 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

各学部学科等においてオープンキャンパスの際に取得可能な免許状を説明したり、入学後のオリエンテーションにおいて免許状取得のための情報提供をおこなっている。例えば、教育学部学校教育教員養成課程は毎年『琉球大学教育学部案内』冊子を発行し、高等学校に提供している。また学生が教職課程を履修しやすいよう、各学部学科等において「教員免許状取得の手引き」を作成し学生に配布している。

6-2 学生に対する履修指導の実施状況

各学部において入学時に教職免許取得のためのオリエンテーションを実施して履修の仕方を指導するとともに、定期的に懇談会を開催したり教員が学生の相談に随時対応するなど、履修指導の機会の確保に努めている。また、「教職カルテ」を用いた履修指導がなされている。教育学部学校教育教員養成課程では取得できる免許状の種類が多いため、すべての専修が「標準履修モデル」を作成し新入生に配付しており、この「標準履修モデル」をもとに履修指導もおこなわれている。

6-3 学生に対する進路指導の実施状況

教職センターホームページにおいて、卒業生の教員免許状取得状況及び教員就職状況に関する情報を公開している。また、令和5年3月から実施する教育学部以外の学生を対象とした「リフレクション・デー」において進路指導をおこなう予定である。教育学部では3年生を対象とした「教員候補者選考試験対策キックオフイベント」を令和4年11月に開催した（令和5年度以降も継続して実施する予定）。教員候補者選考試験の問題や対策を小学校と中学校に分けて紹介したり、4年次の先輩の合格体験談を聞いて教員へのモチベーションを高めるとともに、沖縄県以外の地域の採

用試験を受ける学生に対しても別途指導をおこなうなど、細やかな進路指導をおこなった。また本イベントは原則として3年生全員参加として、教員就職を考えていない学生や迷っている学生に対しても教職に対して改めて関心をもってもらう契機とした。

6-4 学生に対する教員採用試験の情報の提供状況

教務情報システムの「お知らせ」欄に掲載することや、各学部掲示板で案内するなどして情報を提供している。

6-5 教員採用試験の受験者数と合格者数の把握

教育学部においては学生生活委員において取りまとめを行っているが、他学部他学科等においては、年次指導教員が進路状況調査を行う中で把握したり、教職担当教員が教職履修学生へ聞き取りを行い把握している。教職センターで情報を集約できるような体制が望まれる。

6-6 教員就職者（臨時的任用教員・非常勤を含む）の把握

教員就職者について、年度ごとの卒業者の状況を集計し、教職センターホームページに掲載している【資料6-6-1】。

【資料6-6-1 卒業者の教員への就職状況】

http://www1.edu.u-ryukyu.ac.jp/kyousyoku/file/info_5_R03.pdf

7 関係機関等との連携

7-1 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

沖縄県教育委員会との人事交流協定書の締結により、教職センターと教職大学院に人事交流教員を派遣してもらうとともに、附属学校の教員（校長を含む）を派遣してもらっている。また、教職大学院への現職教員の学生として派遣も人事交流協定書に基づいて行われている。沖縄県教育庁並びに沖縄県内の教員養成課程を有する大学等の機関とは、沖縄県公立学校教員育成協議会において年2回（大学等の機関とは小委員会を含めて年4回）意見交換の場をもっている。また、教育学部は独自に沖縄県教育庁及び琉球大学教育学部定期協議会を年1回開催している。なお、廃止となった教員免許状更新講習において本学は沖縄県の対象者の約9割の定員を満たす規模で講習を提供してきた。

7-2 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

教育学部以外の学生の教育実習や教育学部4年次の副免実習において、公立及び私立の小・中・高等学校の協力をいただいている。また、「教職体験Ⅱ」や「教職指導」などの授業科目、教職実践演習における学校体験活動、教職大学院の「課題発見実習」や「課題解決実習」などの実習において、近隣の小・中・高等学校及び特別支援学校の協力を仰いでいる。

7-3 学外の多様な人材の活用状況

学校教育を実践的に学んだり、教職へのモチベーションを高めるため、「教職入門」等の教職科目において学校教員をゲストスピーカーとして招聘したり、リフレクション・デーで学校教員に講話を依頼したり、「教職実践演習」の非常勤講師として授業を担当していただくなど、多様な場面で学外の人材に協力いただいている。